中立、公正、信頼　人を育てる人事行政

人事院

National Personnel Authority

報 道 資 料

平成24年９月28日

仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査の結果について

人事院は、仕事と家庭の両立支援のための制度等の検討に資するため、平成23年度における一般職の国家公務員の育児休業等の取得実態について調査を実施しました。

調査結果の概要は、次のとおりです。

結 果 概 要

Ⅰ　育児休業等実態調査

１　育児休業

○　平成23年度に新たに育児休業をした職員は、4,002人(男性282人、女性3,720人)で、前年度に比べ、男性は18人、女性は390人増加。また、平成23年度中において育児休業をした期間がある職員は7,877人(男性350人、女性7,527人)

○　育児休業の取得率は、男性3.7%、女性97.2%で、前年度に比べ男性は0.3ポイント増加したものの依然低い水準(政府全体の目標は平成32年までに13%)

○　平成23年度に新たに育児休業をした非常勤職員は240人(男性２人、女性238人)

（注）　「育児休業」は、３歳に達するまでの子(非常勤職員については原則１歳に達するまでの子)を養育するための休業をする制度

２　育児短時間勤務

○　平成23年度に新たに育児短時間勤務をした職員は、317人(男性10人、女性307人)で、前年度に比べ、男性は２人、女性は28人増加

（注）　「育児短時間勤務」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週19時間25分から24時間35分までの短時間勤務を行う制度

３　育児時間

○　平成23年度に新たに育児時間を取得した職員は、1,375人(男性71人、女性1,304人)で、前年度に比べ、男性は10人減少、女性は148人増加

○　平成23年度に新たに育児時間を取得した非常勤職員は26人（女性26人）

（注）　「育児時間」は、小学校就学の始期に達するまでの子（非常勤職員については３歳に達するまでの子）を養育するため、１日につき２時間まで勤務を免除できる制度

Ⅱ　特別休暇使用実態調査

１　子の看護休暇

○　平成23年に子の看護休暇を使用した職員は、12,601人(男性7,284人、女性5,317人)で、平均使用日数は3.6日

○　平成23年度に子の看護休暇を使用した非常勤職員は、455人(男性20人、女性435人)で、平均使用日数は3.4日

（注）　「子の看護休暇」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため、年５日（養育する子が２人以上の場合は年10日）の範囲内の期間で休暇を取得できる制度

２　短期介護休暇

○　平成23年に短期介護休暇を使用した職員は、1,234人(男性842人、女性392人)で、平均使用日数は3.6日

○　平成23年度に短期介護休暇を使用した非常勤職員は、105人(男性12人、女性93人)で、平均使用日数は3.1日

（注）　「短期介護休暇」は、負傷、疾病又は老齢により２週間以上日常生活を営むのに支障がある家族の介護・世話のため、年５日（要介護者が２人以上の場合は年10日）の範囲内の期間で休暇を取得できる制度

Ⅲ　育児又は介護のための早出遅出勤務・深夜勤務制限・超過勤務制限（免除を含む。）実態調査

１　早出遅出勤務

○　平成23年度に早出遅出勤務を行った職員は、1,580人(育児のため1,503人、介護のため77人)

（注）　「早出遅出勤務」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員、放課後児童クラブ等に通う小学校に就学している子を迎え又は送りに行く職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員に、１日の勤務時間の長さを変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度

２　深夜勤務制限

○　平成23年度に深夜勤務制限を利用した職員は、119人(育児のため116人、介護のため３人)

（注）　「深夜勤務制限」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の深夜の勤務（超過勤務、宿直勤務を含む。）を制限する制度

３　超過勤務制限（免除を含む。）

○　平成23年度に超過勤務制限（免除を含む。）を利用した職員は、74人で、このうち超過勤務免除を利用した職員は、25人、超過勤務制限（免除を除く。）を利用した職員は、49人

（注）　「超過勤務免除」は、３歳に達するまでの子を養育する職員の超過勤務を免除する制度
「超過勤務制限（免除を除く。）」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の超過勤務を月24時間以内かつ年150時間以内に制限する制度

（注）⑴　「Ⅰ　育児休業等実態調査」の対象は、育児休業法が適用される一般職国家公務員で、国有林野事業職員、特定独立行政法人職員を含む。

⑵　「Ⅱ　特別休暇使用実態調査」「Ⅲ　育児又は介護のための早出遅出勤務・深夜勤務制限・超過勤務制限（免除を含む。）実態調査」の対象は、勤務時間法が適用される一般職非現業国家公務員で、国有林野事業職員、特定独立行政法人職員は含まない。

以　　上

問合せ先	人事院職員福祉局	職員福祉課長	松　尾　恵美子
		調査職	押　田　彰　子
		電話	03-3581-5311（内線2564）
			03-3581-5336（直通）

Ⅰ　育児休業等実態調査の結果

1　育児休業の取得状況

(1) 新規取得者数及び取得率

平成23年度に新たに育児休業をした一般職の常勤の国家公務員（以下「職員」という。）は、4,002人（男性282人、女性3,720人）となっており、前年度に比べ、総数では408人増加（男性18人、女性390人増加）となっています。また、平成23年度に育児休業をした期間がある職員は、7,877人（男性350人、女性7,527人）となっています。

育児休業の取得率をみると、男性3.7%、女性97.2%となっており、前年度と比べ、男性は0.3ポイントの増加、女性は0.6ポイントの減少（前年度男性3.4%、女性97.8%）となっています。

また、平成23年度に新たに育児休業をした一般職の非常勤の国家公務員（以下「非常勤職員」という。）は240人（男性２人、女性238人）となっています。

（注）・　「育児休業」は、３歳に達するまでの子（非常勤職員については原則１歳に達するまでの子）を養育するための休業をする制度。

・　「取得率」として示した割合は、平成23年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。なお、平成23年度中に新たに育児休業が可能となった職員数は、同年度中に子が生まれた男性職員と同年度中に産後休暇が終了した女性職員（平成23年２月３日から平成24年２月３日までに出産した女性職員）の総数。

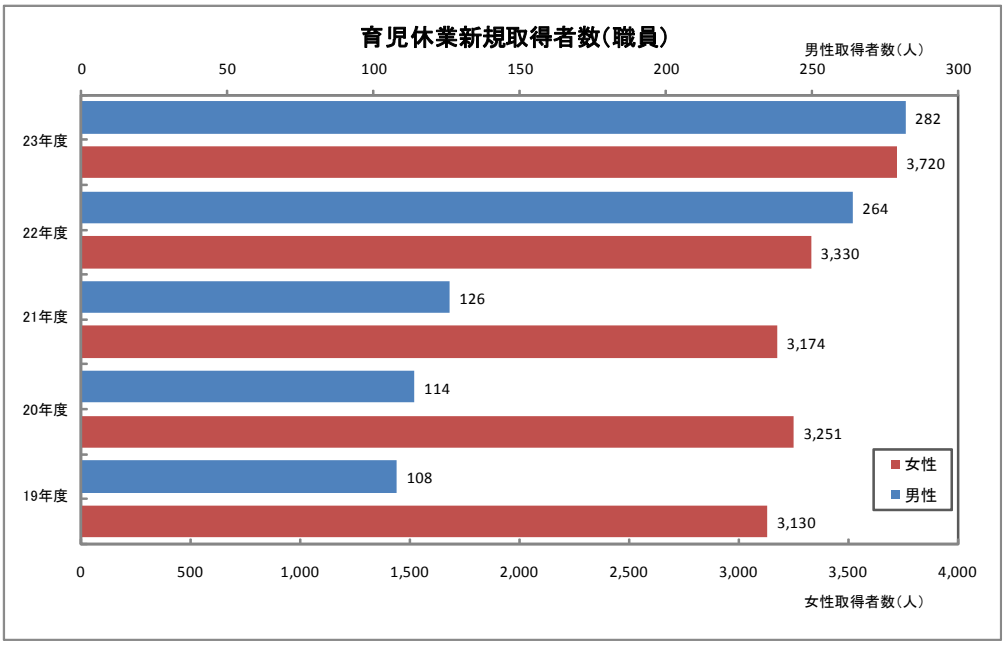

（注）調査対象となる職員

・　平成19年度以降の調査においては、平成19年10月に民営化された日本郵政公社の職員を含まない。

・　平成21年度以降の調査においては、平成22年１月に廃止された社会保険庁の職員（約14,000人）及び平成22年４月に法人化された国立高度専門医療センターの職員（約6,000人）を含まない。

・　平成22年度の調査においては、東日本大震災のため調査の実施が困難な官署に在勤する職員（約850人）を含まない。

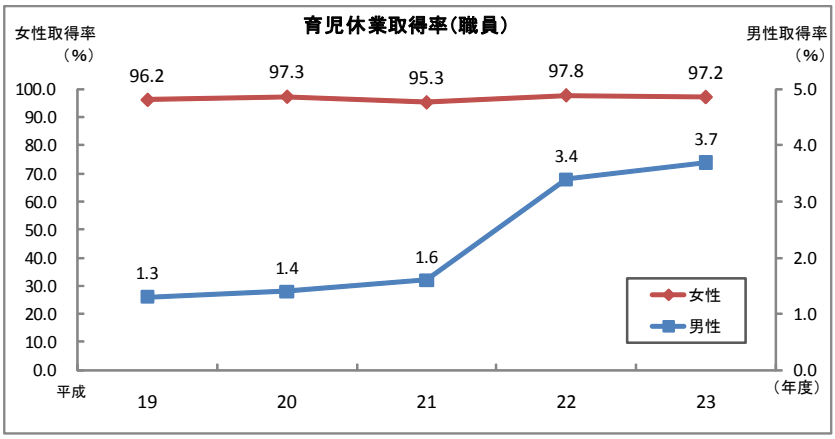

(2) 新規取得者の育児休業期間

平成23年度に新たに育児休業をした職員の休業期間の平均は、13.8月(前年度13.5月)となっています。

休業期間の分布状況をみると、「12月超24月以下」が33.7%と最も多く、次いで「9月超12月以下」が33.1%、「24月超」が12.1%の順となっています。

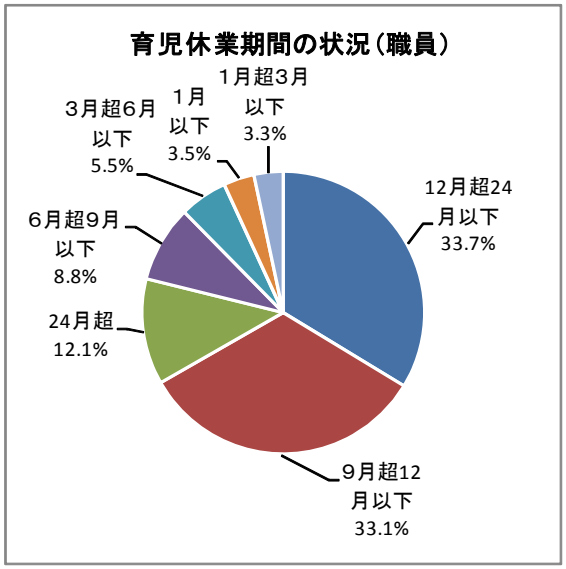

(3) 新規取得者の代替措置

平成23年度に新たに育児休業をした職員の88.5%について、その職員の業務を処理するために代替措置が講じられています(前年度87.3%)。

代替措置の状況をみると、「業務分担の変更」が35.0%と最も多く、次いで「臨時的任用」が19.7%となっています。

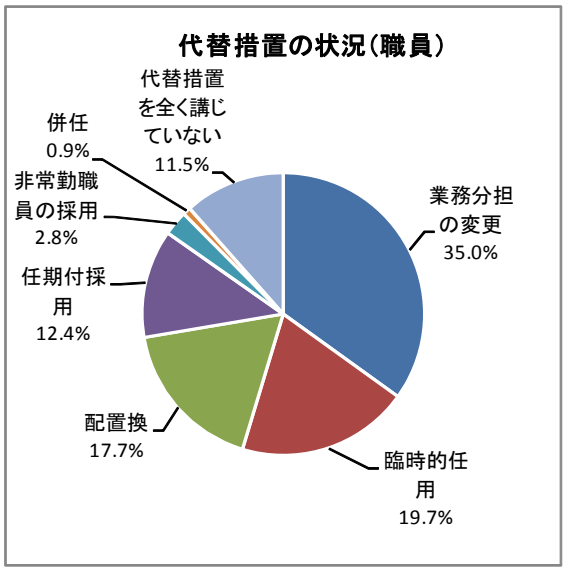

（4）職務復帰等の状況

平成23年度に育児休業を終えた者のうち、育児休業中に退職した者又は職務復帰日に退職した者は、合わせて3.8％となっており、育児休業を終えた者の96.2％（前年度96.6％）が職務に復帰しています。

2　育児短時間勤務の取得状況

平成23年度に新たに育児短時間勤務をした職員は、317人（男性10人、女性307人）となっており、前年度に比べ、総数では30人増加（男性２人、女性28人増加）となっています。

そのうち、開始時に子が３歳未満の職員は274人（男性６人、女性268人）となっています。

（注）「育児短時間勤務」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週19時間25分から24時間35分までの短時間勤務を行う制度。

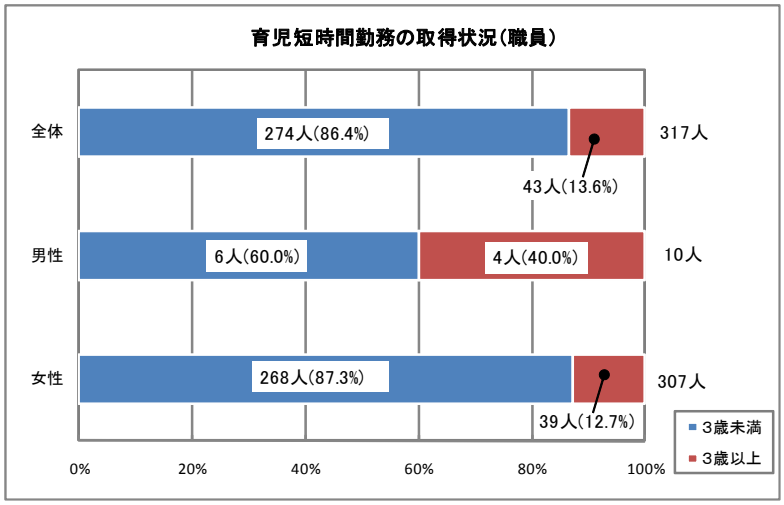

3　育児時間の取得状況

平成23年度に新たに育児時間を取得した職員は1,375人（男性71人、女性1,304人）となっており、前年度に比べ、138人増加（男性10人減少、女性148人増加）となっています。

そのうち、開始時に子が３歳未満の職員は1,151人（男性41人、女性1,110人）

となっています。
　また、平成23年度に新たに育児時間を取得した非常勤職員は26人（女性26人）となっています。
（注）「育児時間」は、小学校就学の始期に達するまでの子（非常勤職員については３歳に達するまでの子）を養育するため、１日につき２時間まで勤務を免除できる制度。

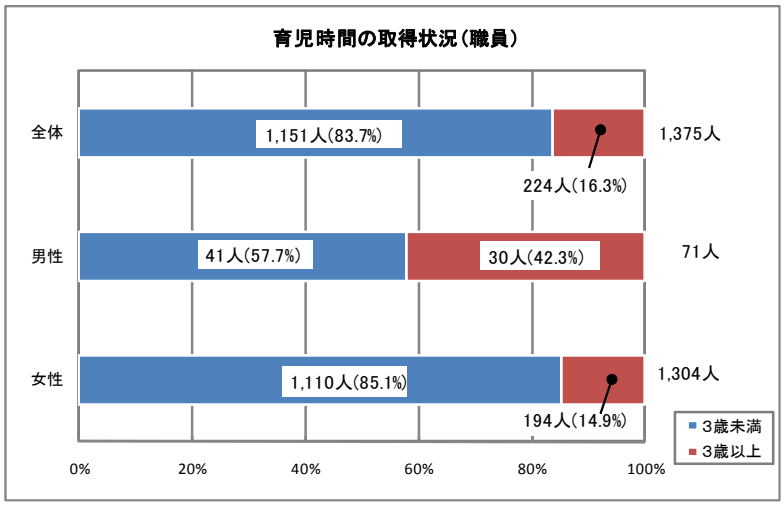

Ⅱ　特別休暇使用実態調査の結果

１　子の看護休暇

平成23年に子の看護休暇を使用した職員は12,601人で、平均使用日数は3.6日となっています。

また、平成23年度に子の看護休暇を使用した非常勤職員は455人で、平均使用日数は3.4日となっています。

（注）・　「子の看護休暇」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のために使用できる休暇（１年に５日（子が２人以上の場合は１年に10日））。

・　非常勤職員の子の看護休暇は一の年度において定められた期間を付与。

	職員		非常勤職員	
	使用者数	平均使用日数	使用者数	平均使用日数
合計	12,601人	3.6日	455人	3.4日
男性	7,284人	3.1日	20人	3.3日
女性	5,317人	4.3日	435人	3.4日

【参考】前回調査（平成19年）

	使用者数	平均使用日数
合計	11,148人	3.0日
男性	5,790人	2.6日
女性	5,358人	3.5日

２　短期介護休暇

平成23年に短期介護休暇を使用した職員は1,234人で、平均使用日数は3.6日となっています。

また、平成23年度に短期介護休暇を使用した非常勤職員は105人で、平均使用日数は3.1日となっています。

（注）・　「短期介護休暇」は、負傷、疾病又は老齢により２週間以上日常生活を営むのに支障がある家族の介護・世話のために使用できる休暇（１年に５日（要介護者が２人以上の場合は１年に10日））。

・　非常勤職員の短期介護休暇は一の年度において定められた期間を付与。

	職員		非常勤職員	
	使用者数	平均使用日数	使用者数	平均使用日数
合計	1,234人	3.6日	105人	3.1日
男性	842人	3.6日	12人	2.8日
女性	392人	3.7日	93人	3.1日

Ⅲ　育児又は介護のための早出遅出勤務・深夜勤務制限・超過勤務制限（免除を含む。）実態調査の結果

１　育児又は介護のための早出遅出勤務

(1)　利用者数

平成23年度に早出遅出勤務を行った職員は1,580人で、このうち育児のために行った職員が1,503人、介護のために行った職員は77人でした。

また、育児のための早出遅出勤務を行った職員は男女とも「30代」が最も多く、介護のための早出遅出勤務を行った職員は40代以降で多くなっています。

（注）「育児又は介護のための早出遅出勤務」とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員、放課後児童クラブ等に通う小学校に就学している子を迎え又は送りに行く職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員に、１日の勤務時間の長さを変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度。

（人）

		育児	介護
計	計	1,503	77
	男性	407	54
	女性	1,096	23
20代以下（～29歳）	計	61	0
	男性	7	0
	女性	54	0
30代（30～39歳）	計	833	8
	男性	220	1
	女性	613	7
40代（40～49歳）	計	593	35
	男性	165	26
	女性	428	9
50代以上（50歳～）	計	16	34
	男性	15	27
	女性	1	7

(2)　始業時刻をずらした幅

育児のための早出遅出勤務では「０分超～30分後」に始業時刻をずらした職員が最も多く（664人）、介護のための早出遅出勤務では「０分超～30分後」及び「30分超～１時間後」に始業時刻をずらした職員が最も多く（それぞれ22人）なっています。

① 育児のための早出遅出勤務 （人）

	計	２時間超前	１時間30分超～２時間前	１時間超～１時間30分前	30分超～１時間前	０分超～30分前	０分超～30分後	30分超～１時間後	１時間超～１時間30分後	１時間30分超～２時間後	２時間超後
計	1,503	4	4	52	250	372	664	128	21	6	2
男性	407	1	0	15	42	77	184	70	11	6	1
女性	1,096	3	4	37	208	295	480	58	10	0	1

② 介護のための早出遅出勤務 （人）

	計	２時間超前	１時間30分超～２時間前	１時間超～１時間30分前	30分超～１時間前	０分超～30分前	０分超～30分後	30分超～１時間後	１時間超～１時間30分後	１時間30分超～２時間後	２時間超後
計	77	1	2	3	11	13	22	22	1	2	0
男性	54	1	1	1	9	8	14	19	0	1	0
女性	23	0	1	2	2	5	8	3	1	1	0

２　育児又は介護のための深夜勤務制限

平成23年度に深夜勤務制限を利用した職員数は119人で、このうち育児のために利用した職員が116人、介護のために利用した職員が３人でした。

（注）「育児又は介護のための深夜勤務制限」とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の深夜の勤務（超過勤務、宿直勤務を含む。）を制限する制度。

（人）

育児	介護	計
116	3	119

３　育児又は介護のための超過勤務制限（免除を含む。）の利用状況

平成23年度に超過勤務制限（免除を含む。）を利用した職員は、74人で、このうち超過勤務免除を利用した職員が25人、超過勤務制限（免除を除く。）を利用した職員が49人（育児のため47人、介護のため２人）でした。

（注）・「育児のための超過勤務免除」とは、３歳に達するまでの子を養育する職員の超過勤務を免除する制度。

・「育児又は介護のための超過勤務制限（免除を除く。）」とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の超過勤務を月24時間以内かつ年150時間以内に制限する制度。

（人）

	育児	介護	計
超過勤務制限（免除を含む。）	72	2	74
うち超過勤務免除	25		25
うち超過勤務制限	47	2	49

以　　上

【参考資料】

平成23年度における一般職国家公務員の育児休業の新規取得状況

	男性			女性		
	新規取得者数（A）	平成23年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数（B）	取得率（%）A/B	新規取得者数（A'）	平成23年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数（B'）	取得率（%）A'/B'
会計検査院	1	18	5.6%	5	5	100.0%
人事院	2	16	12.5%	6	6	100.0%
内閣官房	0	24	0.0%	2	2	100.0%
内閣法制局	0	3	0.0%	0	0	-
内閣府	1	62	1.6%	19	21	90.5%
宮内庁	1	22	4.5%	2	2	100.0%
公正取引委員会	0	24	0.0%	10	10	100.0%
警察庁	3	107	2.8%	19	16	118.8%
金融庁	3	59	5.1%	9	9	100.0%
消費者庁	0	10	0.0%	0	1	0.0%
総務省	4	109	3.7%	37	38	97.4%
公害等調整委員会	0	0	-	0	0	-
消防庁	0	10	0.0%	0	0	-
法務省	40	1,371	2.9%	327	329	99.4%
公安審査委員会	0	0	-	0	0	-
公安調査庁	0	60	0.0%	5	5	100.0%
外務省	4	193	2.1%	60	59	101.7%
財務省	14	499	2.8%	156	158	98.7%
国税庁	46	1,307	3.5%	502	492	102.0%
文部科学省	1	57	1.8%	19	20	95.0%
文化庁	1	9	11.1%	2	2	100.0%
厚生労働省（中央労働委員会を含む。）	67	587	11.4%	313	318	98.4%
農林水産省	23	293	7.8%	84	84	100.0%
林野庁（国有林野事業を除く。）	1	20	5.0%	1	1	100.0%
水産庁	2	26	7.7%	3	3	100.0%
経済産業省	5	67	7.5%	57	57	100.0%
資源エネルギー庁	1	32	3.1%	3	3	100.0%
特許庁	6	53	11.3%	26	26	100.0%
中小企業庁	0	8	0.0%	0	0	-
国土交通省	27	1,162	2.3%	226	232	97.4%
観光庁	0	3	0.0%	1	1	100.0%
気象庁	2	84	2.4%	11	11	100.0%
運輸安全委員会	0	2	0.0%	0	0	-
海上保安庁	2	387	0.5%	21	20	105.0%
環境省	5	36	13.9%	5	5	100.0%
防衛省	0	1	0.0%	0	0	-
小　計	262	6,721	3.9%	1,931	1,936	99.7%
林野庁（国有林野事業）	2	103	1.9%	23	24	95.8%
独立行政法人国立公文書館	0	0	-	1	1	100.0%
独立行政法人統計センター	0	4	0.0%	22	22	100.0%
独立行政法人造幣局	1	20	5.0%	1	1	100.0%
独立行政法人国立印刷局	0	70	0.0%	21	21	100.0%
独立行政法人国立病院機構	17	635	2.7%	1,703	1,805	94.3%
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	5	0.0%	7	6	116.7%
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	2	0.0%	5	5	100.0%
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	2	0.0%	6	6	100.0%
小　計	20	841	2.4%	1,789	1,891	94.6%
総　計	282	7,562	3.7%	3,720	3,827	97.2%

（注）1 「新規取得者数」とは、平成23年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者等を除く。）を取得した人数をいう。
2 「平成23年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員については、平成23年度中に子が出生した者の数、女性職員については、平成23年度中に産後休暇が終了し育児休業等が取得できることとなった者（平成23年2月3日から平成24年2月3日までに出産した者のうち、産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除いたもの）の数をいう。
3 「取得率」とは、「平成23年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数（平成23年度中に新たに育児休業を取得した者（平成20～22年度取得可能となった職員数を含む。））」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。